

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240509	有限会社山口中央自工(法人番号6250002015461) 代表者竹下愛子	山口県周南市大字戸田4260-1	本社営業所	山口県周南市大字戸田4260-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号、同条第4項、法第18条第1項及び法第60条第1項	令和5年3月15日、同年5月9日及び同年6月27日、情報提供を端緒として監査を実施。15件の違反が認められた。 (1)事業計画の変更認可違反(車庫(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者の補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(15)事業報告書及び事業実績報告書の提出義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	6	6
20240510	有限会社ディーユー(法人番号4240002052508) 代表者村上裕美子	広島県尾道市美ノ郷町三成横谷237番地19	本社営業所	広島県尾道市美ノ郷町三成351番地195	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和5年7月27日、同年8月1日及び同年10月3日、死亡事故を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(安全規則第23条第1項)	4	4

20240514	松永運送株式会社(法人番号5240001032922) 代表者村上虎生	広島県福山市松永町335-2	福山	広島県福山市箕沖町101番12	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年4月12日及び同年5月8日、死亡事故を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20240528	株式会社万代伸一商店(法人番号9260001033345) 代表者万代伸一	岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺433番地	本社営業所	岡山県岡山市東区瀬戸町下398番地3	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和5年9月8日及び同年10月12日、死亡事故を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	2	2
20240529	株式会社ヤマサ(法人番号2240001011945) 代表者椎木裕隆	広島県広島市佐伯区五日市港4丁目4-16	本社営業所	広島県広島市佐伯区五日市港4丁目4-16	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年4月26日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督の実施義務違反(最高速度違反行為)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20240530	美称貨物自動車株式会社(法人番号5250001004326) 代表者杉山智則	山口県美祢市伊佐町伊佐3575-3	本社営業所	山口県美祢市伊佐町伊佐3575-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年3月15日、同年4月17日及び同年5月9日、重傷事故を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0